

投票環境の向上方策等に関する研究会（第1回）議事要旨

1 日時

平成28年12月9日（金）10:00～12:00

2 場所

総務省7階 省議室

3 出席者

（委員）磯部座長、秋野委員、河村委員、小島委員、後藤委員、
清水委員、早川委員、廣井委員、山崎委員、結城委員
（総務省）高市大臣、大泉選挙部長、森選挙課長、高橋管理課長

4 議事要旨

（1）趣旨等説明

高市大臣からの冒頭挨拶の後、事務局より、本研究会の目的・検討内容等について説明を行った。

（2）意見交換

配布資料について、事務局及び委員より説明を行い、質疑を行った。その後、本研究会の検討項目に関連し、委員間で自由に意見交換を行った。主な発言内容は以下のとおり。

<要介護者・郵便等投票の実情>

- ・要介護度は介護の手間で決まるので、一旦要介護5となっても、治療等により要介護度が改善する方は一定数おられる。
- ・要介護5の方は施設に入所している方も多く、郵便等投票を利用する方は多くないのではないか。

<郵便等投票の対象者の認定基準>

- ・難しいと思うが、郵便等投票の要件について、投票所まで移動することができるかどうかの移動機能に絞った認定ができないか。
- ・現行制度では郵便等投票ができる者の基準として、要介護度を借用しているが、それに代わって更に使いやすく客観性もある基準があるのであれば、要介護度にこだわる必要はないのではないか。
- ・要介護度とともに、要介護認定の基本調査項目における一部の項目の評価を活用する余地もあるのではないか。一方で、いくつかの指標を組み合わせる評価するのは分かりにくく、説明も難しくなるのではないか。分かりやすさとい

う点で言えば、要介護度で判断するのがよいのではないか。

<議論の方向性>

- ・「身体に重度の障害があるもの」に郵便等投票を認めるという既存の枠組みについても、議論次第では検討の余地があるのではないか。

<その他の取組>

- ・郵便投票の対象拡大の議論はしっかりと進めていくべきだが、それと併せて、移動支援の拡充や巡回投票、現状の様々な福祉サービスの利用可能性の検討、さらに長期的には ICT・タブレットの活用といった議論も進めていくべきではないか。